

# せいかつほご 生活保護のしおり



この「しおり」は生活保護の制度について  
説明したものです。

わからないことや、相談のあるかたは  
お気軽に、魚沼市役所市民福祉部福祉支援課生活支援係  
までお声がけください。

また、電話によるお問い合わせも可能です。

魚沼市福祉事務所  
(市民福祉部福祉支援課生活支援係)

# せいかつ ほ ご 生活保護について

## ○生活保護とは

年金や給与などの収入が国の基準による「最低生活費」を下回る世帯で、自分の資産や能力、さまざまな制度を活用しても生活を維持することができない世帯に対して、国が「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する、日本国憲法第25条や生活保護法で定められている制度です。

## ○生活保護の目的

生活保護は、資産や能力を活用しても生活に困るすべてのかたに対し、状態困窮に心じて必要な保護を行い、その生活を保障するとともに、自立した生活が送れるよう支援することを目的とします。

## せいかつ ほ ご りよう ながれ 生活保護利用までの流れ

さまざまな理由で、生活が成り立たなくなってしまうことがあります。そんな時には、福祉事務所に一度ご相談ください。生活保護の利用だけでなく、そのかたがたの問題解消のため、ご協力いたします。

なお、生活保護の利用の際、以下の手続きを経ることとなります。

① 相談

福祉事務所に相談し、お困りの内容をお聞きします。



② 申請

生活保護の申請意思のあるかたは、生活保護を利用するための申請書類を提出します。



③ 調査

生活保護を申請されると、調査員が生活状況、資産状況などを調査します。調査の結果、生活保護が利用できるかどうかを審査します。



④ 利用開始

生活保護の利用が決定したら、保護費の支給が始まります。また、ケースワーカーによる自立に向けた支援が開始されます。

それでは、上記 ① ~ ④ の流れに沿って説明していきます。

# ① そうだん 相談



## (生活にお困りになったら・・・)

生活せいかつに困こまっている、生活保護せいかつ ほごを利用りようしたいと思おもったら福祉事務所ふくしじむしょに相談そうだんしましょう。相談時そうだんじには、生活状況せいかつじょうきょうや資産状況しさんじょうきょう、ご親族しんぞくとの交流状況こうりゅうじょうきょうなどを確認かくにんさせていただきます。プライベートな部分ぶぶんもあるため、お話しはなしは可能な範囲かのうはんいで構かまいません。お気軽きがるににご相談そうだんください。相談そうだんの中で、生活保護せいかつほごの制度せいどについて詳しく説明くわせつめいを聞き、生活保護せいかつほごの利用りようが必要な場合ひつようばあいには申請しんせいをしてください。また、来所らいしよだけでなく、電話でんわでの相談そうだんもできます。

# ② しんせい 申請 (意思があればどなたでも)

生活保護せいかつほごの利用りようには、本人ほんにんの意思いしで申請しんせいすることが必要ひつようです。生活保護せいかつほごの申請しんせいは、福祉事務所ふくしじむしょへ申請書類しんせいしるいを提出ていしゅつします。福祉事務所ふくしじむしょに申請書類しんせいしるいがありますので、お受け取りうけといただき、記入きにゅうしてください。また、申請しんせいに伴い、調査ちようさに必要な書類しるいや資産状況しさんじょうきょうを確認かくにんできる資料しりょうなどを求めるもとことがあります。

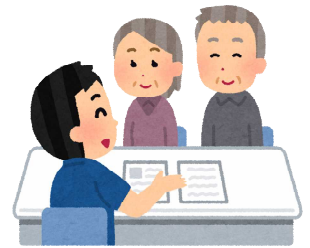
なお、何らかなんの事情じじょうで本人ほんにんが申請しんせいできないときは、親族しんぞくなどが代理だいりで申請しんせいすることもできます。※明らかに窮迫きゆうぱくした状況じょうきょうにあるときは、本人ほんにんからの申請しんせいでなくても、福祉事務所ふくしじむしょが職権しょっけん（職員しよくいんの判断はんだん）で生活保護せいかつほごを開始かいしする場合があります。

# ③ ちようさ 調査 (調査内容と制度について)

ここでは生活保護せいかつほごの決定けつていに関わるものについて説明せつめいしていきます。

## ● 生活保護と資産の関係

生活保護せいかつほごの申請しんせいをされますと、銀行ぎんこうや生命保険会社せいめいほけんがいしゃなど資産調査しさんちようさを行います。預貯金よちよきん、生命保険せいめいほけん、土地家屋とちかおく、自動車じどうしゃ、高価な貴金属こうかききんぞくなど活用かつようが可能な資産しさんがある場合ばあいには、その資産しさんを売却ばいぎやくして最低生活費さいていせいかつひに充てあていただくことがありま



す。ただし、居住きよじゆうちゆう中の不動産ふどうさんは原則げんそくとして、保有ほゆうが認めみとられますし、個別こべつの事情じじょうによっては、自動車じどうしゃやオートバイおとばいの保有ほゆうが認めみとられる場合がありますので、ご相談そうだんください。

## ● 能力の活用

働ける能力のうりよくがあるかたは、その能力のうりよくに応じて働おく必要ひつようがあります。ただし、病気びょうきや障害しょうがい、その他の理由たりで働おけないかたは、その問題解決もんだいかいけつを優先ゆうせんします。





● **扶養義務について**

親・子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のあるかたから援助を受けることができる場合は受けてください。

なお、親族の扶養は、可能な範囲の援助を行うものであり、援助可能な親族がいることによって、生活保護の利用ができないということにはなりません。

またDV（家庭内暴力）や虐待など特別な事情がある場合には、親族への照会を見合わせることもあるため、事前にご相談ください。



● **ほかの制度の活用**

生活保護以外にも年金、各種手当、医療助成、社会保障制度など、生活を支えるためのさまざまな公的な制度があります。活用が可能な制度がある場合には、そちらを優先して活用していただきます。

**助成金**



● **生活保護のしくみ**

さまざまな調査をしたあと、生活保護の利用がどうかの審査を行います。審査にあたっては、生活費や住居費、医療費などで算定される最低生活費（世帯単位）と世帯の収入（給料、各種手当、養育費なども含みます。）を比較して判定します。下図のように、最低生活費に対し、世帯の収入が不足する場合は生活保護を利用し、不足部分を補います。自分で得ることができる収入が最低生活費を超える場合には、生活保護の利用はできません。

（例）

最低生活費（世帯の人数や年齢などによって決定されます。）	
世帯の収入（就労収入、年金、手当、仕送りなど）	不足してしまう生活費



※保護費は世帯員の年齢や人数、その他の収入額、冬季の暖房費、家賃額などで決定されますので、常に一定ではありません。

● **結果通知**

以上のような調査が行われ、申請した日から原則として14日以内（特別な事情で調査に時間を要する場合には、最長で30日以内）に生活保護が利用できるかどうかの結果が通知されます。

# ④ りょうかいし 利用開始 (せいかつほご はじ 生活保護が始まったら・・・)

せいかつほご りょうけつてい たんとう じりつ む しえん おこなつ  
生活保護の利用が決定したかたには、担当するケースワーカーが自立に向けた支援を行っていき  
ます。

## ●生活保護の種類

せいかつほご りょう せいかつじょう ひつよう おう つぎ かか ふじょ う  
生活保護を利用するかたには、生活上の必要に応じて、次に掲げる扶助を受けられます。

### ①生活扶助

いしょく こうねつひ にちじょうせいかつ じゅよう み  
衣食、光熱費など日常生活の需要を満たすために  
ひつよう ひよう こじん ねんれい せたい にんずう さんてい  
必要な費用が個人の年齢、世帯の人数などで算定  
されます。



### ②住宅扶助

やちん ちだい じゅうたく ほしゅう ひよう さだ  
家賃、地代、住宅の補修などの費用が定められた  
げんどがくない しきゅう  
限度額内で支給されます。



### ③教育扶助

こども きむきょういく う  
子どもが義務教育を受けるための  
がくようひん きゅうしょくひ さいていげんひつよう  
学用品、給食費など最低限必要な  
けいひ しきゅう  
経費が支給されます。



### ④医療扶助

いりょうひ げんぶつしきゅう ほけんできようない  
医療費は現物支給となるため、保険適用内のものに  
ついては、じこふたん ほつせい  
自己負担が発生しません。  
また、ちりょうざいりょう せじゅつ  
治療材料や施術なども  
ようけん  
要件にあてはまるものについては、  
しきゅうかのう  
支給可能なものもあります。



### ⑤介護扶助

かいごにんてい う  
介護認定を受けているかたが、  
かいご サービスを受ける際の  
わり じ こふたんぶん しきゅう  
1割の自己負担分が支給されます。

こちらに現物支給となるため自己負担額が発生し  
ません。なお介護サービス（住宅改修、福祉  
ようこうにゅう ふく りようきぼう ばあい ふくし  
用具購入を含む）の利用希望がある場合には福祉  
じむしょ そうだん  
事務所へご相談ください。



### ⑥出産扶助

しゅつさん ひよう  
出産にかかる費用について、  
げんどがくない しきゅう  
限度額内で支給されます。



### ⑦生業扶助

こうとうがっこう ひよう しゅうしょく  
高等学校にかかる費用や就職  
するに必要となる技能、  
しかくしゅとく ひよう  
資格取得にかかる費用が  
しきゅう  
支給されます。



### ⑧葬祭扶助

せたいいん な さい ひつよう そうぎひよう  
世帯員が亡くなった際に必要な葬儀費用などに  
いて、げんどがくない しきゅう  
いて、限度額内で支給されます。



## ○保護費の支給方法

### ①毎月の保護費

保護費は、原則として毎月5日（5日が土日、祝日に当たる場合は、その直前の平日）に指定の口座へ振り込みをします。



### ②臨時の保護費

アパートの契約更新料や通学ていきだいなど、臨時で必要となる一時的な保護費については、翌月分の保護費に合わせて支給するか、臨時的に支給することもできます。

## ●生活保護を利用するかたの権利

生活保護を利用するかたには、次のような権利が保障されます。

1. 条件を満たせば、すべてのかたが平等に生活保護を利用できます。
2. 正当な理由なく、保護費の減少や生活保護を利用できなくなることはありません。
3. 受け取る保護費や保護の物品に対して、税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。

※生活保護の変更、停止、廃止などは文書でお知らせしますが、決定の内容に不服があるときは、その決定を知った日の翌日から起算して、3か月以内に県知事に対して、審査請求することができます。

## ●生活保護を利用するかたの義務

### 1. 生活向上に向けた努力をする

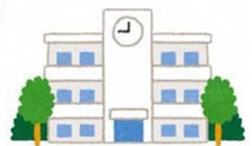
働けるかたはその能力に応じて、働いて収入を得ることができるよう努めてください。

病気やけがで働けないかたは、病院を受診し、治療に専念してください。



### 2. 保護費を支給目的のために使う

住宅の家賃、給食費や教材費などの学納金は、それぞれの用途のために支給しているものですので、滞納などがないようにしてください。家賃や学校給食費などを滞納された場合は、代理納付として福祉事務所が債権者に直接振込を行うことがあります。



### 3. ケースワーカーの指示に従う

ケースワーカーから、生活保護の目的の達成に必要な指示や指導を受けたときは、これに従わなければなりません。



● **届出が必要なもの**

生活状況に変化があったときは、保護費を調整する必要があるため、必ず報告をしてください。

**世帯状況に変化があったとき(例)**

- ・住所が変わるとき(転居などについては必ず事前に相談をしてください)
- ・家族に変化があったとき  
(出生・死亡・転入転出・入退学・休学・卒業・入退院・事故・結婚など)
- ・就職や離職をしたとき
- ・健康保険の資格を取得や喪失したとき
- ・帰省などで家を長期間留守にするとき
- ・生命保険などの加入、解約、名義変更をしたとき
- ・家賃・地代が変更されるとき
- ・その他生活状況に大きな変化があったとき



**収入に変化があったとき(例)**

- ・毎月の給与を受け取ったとき、また、賞与収入があったとき
- ・年金などの公的手当があったとき
- ・生命保険の入院給付金や解約返戻金があったとき
- ・交通事故の慰謝料、補償金などがあったとき
- ・債務整理(個人の借金を整理すること)による過払金があったとき
- ・不動産など資産の売却益があったとき
- ・相続、養育費、仕送りなどの収入があったとき



※上記は一例です。あらゆる収入の申告が必要です。



収入申告を適正に行えば、次のような控除※や収入として認定しない取扱いができることがあります。

※控除→収入から除かれる(差し引かれる)ことです。控除された分は手元に残ることになります。

就労収入に対する控除	
①基礎控除	就労収入がある場合、給与総額に応じて、一定の金額が控除されます。
②未成年者控除	未成年者が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除されます。
③その他の必要経費	社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。
高校生のアルバイト収入	
高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代、大学、専門学校の入学金など早期自立に充てられると認められたものは、収入として認定しない取扱いができます。	

※その他、自立更生のために充てられると認められるものについても、収入として認定しない取り扱いができる場合がありますので、申告するときにご相談ください。

相談先  
相談先

地区担当員 (ケースワーカー)

地区担当員 (ケースワーカー) とは、生活保護を利用するかたの困っていることの解決や自立を目指す上でどうしていけばよいのかを一緒に考え、手助けをする者です。

また、地区担当員は生活状況の確認や、相談に応じるために定期的にお住まいを訪問します。

何か生活上の問題があれば、遠慮なくご相談ください。個人の秘密は固く守りますのでご安心ください。



民生委員・児童委員

各地域には生活に困っている方の見守りや相談に乗ってくれる民生委員・児童委員がいます。

福祉事務所と協力関係にありますので、お近くの民生委員・児童委員にもご相談ください。

お問い合わせ先

魚沼市福祉事務所

(魚沼市役所 市民福祉部 福祉支援課 生活支援係)

〒946-8601 魚沼市小出島910番地

TEL 025-792-9767

FAX 025-792-5600

月～金 (祝日除く) 8:30～17:15